



平成 27 年 9 月 16 日

各 位

会 社 名 大王製紙株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐光 正義
コード番号 3880 東証第一部
問合せ先 執行役員総務本部長 田中 幸広
TEL 03-3271-1442

2020 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関する 当社臨時取締役会の審議結果の件

当社は、昨日付当社開示資料「本日付の日本経済新聞朝刊における報道について」においてお知らせいたしました通り、北越紀州製紙株式会社から派遣された社外取締役の請求に基づき、本日、2020 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」という。）の発行に関し、臨時取締役会を開催し、改めて審議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

本日開催の取締役会にて再度審議を行った結果、本新株予約権付社債の発行（以下、「本件発行」という。）に関しては、その発行の目的及び発行条件ともに合理的であり、また、平成 27 年 9 月 1 日開催の取締役会における発行決議に至るまでの検討プロセス及び同取締役会における授權手続きのいずれについても十分な議論が尽くされており、発行の手続き全体は正当に行われている旨を改めて確認いたしました。

本新株予約権付社債発行の目的は、当社が第二次中期事業計画に基づく成長投資等の必要資金を確保するにあたり、当面の資金調達コストを低減しつつ調達手段の多様化を図るとともに、即時の希薄化を抑制しながらも将来の経営環境や財務状況に応じた柔軟な資本拡充を図ることが可能となる調達を実施することであり、当社としてこの目的を達成するための商品設計を十分に検討した上で、本新株予約権付社債の付帯条項を決定しており、その上で、発行条件については、引受証券会社を通じて価格分析能力の高い海外機関投資家の需要状況の調査を経て適切に決定されておりますので、本件発行条件は合理的であると判断いたしました。

なお、本件発行に際しては、株式会社プルータス・コンサルティングから本新株予約権付社債の公正価値に関する評価報告書を取得し、また、森・濱田松本法律事務所及び桃尾・松尾・難波法律事務所から本新株予約権付社債の発行手続きに関する法律意見書を取得しております。

これらも踏まえた上で、取締役会において改めて審議を行った結果、本件発行は、中長期的な観点から当社企業価値向上に資する最善の手段であると判断し、本新株予約権付社債につき、当初の予定通り発行を行うことを確認する旨決議いたしました。

当社は、本新株予約権付社債の発行を通じて調達を予定している資金を活用して、成長戦略を一段と推進し、更なる収益力向上と財務体質の改善、より強固な経営基盤の確立を実現し、企業価値の更なる向上を目指し、株主及び投資者の皆様からも理解が得られるよう努めてまいります。

以 上

この文書は、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、当社の転換社債型新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。
また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。